様式第２号（第４条関係）

誓約書

年　月　日

観音寺市長　宛て

申請者　住所（所在地）

氏名（代表者）　　　　　　　　　印

（個人の場合は、自書すれば押印は不要。）

私及び本申請は、観音寺市下水道マンホール蓋のデザイン使用基準に関する要綱第６条のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

〔抜粋〕観音寺市下水道マンホール蓋のデザイン使用基準に関する要綱

（使用許可の基準）

第６条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

(１)　法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(２)　特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(３)　不当な利益を得ることを目的として使用すると認められるとき。

(４)　自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(５)　特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。

(６)　市の信用若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

(７)　第三者の利益を害するものと認められるとき。

(８)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める営業に該当する行為について使用するとき。

(９)　暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第１号に規定する暴力団不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められる者が使用するとき。

(10)　マンホールデザインの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。

(11)　立体物で、その表現がマンホールデザインの立体物と認められないとき。

(12)　前各号に掲げるもののほか市長が不適当と認めたとき。